

## 公益財団法人民間放送教育協会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

### (目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人民間放送教育協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常勤とは、週4日以上勤務をする場合をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、常勤理事及び常勤監事に対しては、一人当たり年間総額500万円以下の金額を評議員会の決議により、報酬等として支給することができる。

### (費用の支給)

- 第4条 1. 役員等が理事会及び評議員会へ出席する際の旅費交通費としては、役員等が加盟局関係者である場合には支払わないものとするが、役員等が加盟局関係者以外の場合には、一律一回あたり20,000円を支払うものとする。
2. 理事のうち会長に関しては、全国大会等の原稿執筆料を30,000円以内で支払うものとする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。